

人材紹介コンサルティング契約書

株式会社●●●●（以下「甲」という）と株式会社フォネッジ（以下「乙」という）は、乙が行う人材紹介コンサルティングにつき、下記の通り契約を締結する。

第5条（人材紹介手数料の返還）

甲により採用された求職者が、入社日から起算して1ヶ月以内に求職者の自己都合により退社した場合、または求職者本人の責により解雇となった場合には、乙は甲に対して当該報酬額の80%を返還する。また、上記と同様の理由による3ヶ月以内の退職または解雇の場合は50%を返還する。